

# 16 各種様式

## 16-1 自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

### 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	Tel 防災無線 その他
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

16 - (2) 緊急通行車両等事前届出関係様式

<p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>申請者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		<p>新潟前緊第 号</p>
<p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
出 発 地		
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、車検証（写し）と当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、新潟県防災局危機対策課に提出して下さい。</p>		
<p>(注) 1 災害発生時又は武力攻撃事態等においては、新潟県防災局危機対策課若しくは地域振興局企画振興部又は災害対策本部等若しくはこれらの地方本部に提出して、所要の手續を受けて下さい。 (注) 地域振興局企画振興部への申請は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとなります。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、新潟県防災局危機対策課に届け出て再交付を受けて下さい。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。</p>		



## 16－(3) 県移動地震体験車「起震車」貸出要綱・申請様式

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民に対し地震時に備える知識、技術を実践的な体験により修得させるため、県が移動地震体験車「起震車」(以下「起震車」という。)を市町村、消防機関等に貸し出す場合の必要な事項について定めるものとする。

(用途)

第2条 起震車は、地震に関する防災知識の普及のみ供するものとする。

(借受けの手続等)

第3条 起震車を借り受けようとするもの(以下「借受団体」という。)は、知事に起震車借受申請書(様式第1号)を提出し、知事の承認を得なければならない。

2 前項の規定によるほか、前もって電話等により予約手続をすることができる。この場合において、借受団体は、借り受けようとする日までに所定の手続をしなければならない。

3 知事は、起震車の貸出しを承認したときは、次の事項を明らかにして借受団体に文書等により通知するものとする。

- (1) 貸出期間
- (2) 引受場所及び時間
- (3) 返還場所

4 起震車の引渡しは、県庁又は別に指定する場所において行うものとする。

(貸出期間)

第4条 起震車の貸出期間は、防災知識の普及のための訓練、講習会等の実施期間のほか、借受け及び返還に要する日を加えた期間とする。

(起震車の操作等)

第5条 起震車の操作は、消防本部職員の指導のもとに、借受団体の職員が行うものとする。

2 前項の規定による操作は、起震車の操作兼運転者1名、説明者1名及び乗降補助者1名を最低の要員として行わなければならない。

(経費の負担等)

第6条 起震車の貸出期間中に要した経費は、すべて借受団体の負担とする。ただし、燃料費を除く通常の維持修繕費及び保険料は、県が負担するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(事故等の責任)

第7条 起震車の貸出期間中に発生した事故等についてのいっさいの責任は、借受団体において負うものとする。

(返還の手続等)

第8条 借受団体は、起震車を使用したときは、起震車使用報告書(様式第2号)を知事に提出し、起震車を指定された場所に返還するものとする。

なお、貸出期間中において、事故又は運行に支障を及ぼす故障等が発生した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、起震車の貸出しについて必要な事項は、その都度定めるものとする。

(附則)

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

起震車借受申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

借受団体名  
代表者氏名 印

新潟県移動地震体験車「起震車」貸出要綱第3条第1項の規定により下記のとおり借り受けたいので申請します。

記

1 借受期間

借受日 年 月 日  
返還日 年 月 日

2 運行計画

使用日時	使用場所	講習会等の名称	対象者	対象予定人員

様式第2号

起震車使用報告書

番  
年 月 日 号

新潟県知事 様

借受団体名  
代表者氏名 印

新潟県移動地震体験車「起震車」貸出要綱第8条の規定により別紙のとおり借り受けて、使用しましたので報告します。

別紙

借受日	年 月 日
返還日	年 月 日
報告者名	
連絡先	

1 運転記録

借受日の走行距離	返還日の走行距離	差引走行距離
Km	Km	Km

2 操作記録

	1	2	3
使用日時			
使用場所			
講習会等の名称			
対象者			
乗車人員			
操作時間			

(注) 操作時間の欄は、起震装置を使用した所要時間を記入すること。

3 運転者等

運転者氏名	給油量		備考
	燃料	オイル	
	ℓ	ℓ	

(注)

- 1 修理を要したときは、備考欄に業者名、修理箇所、修繕料等を記入すること。
- 2 運行中異常が認められたときは、備考欄に当該異常の状態を記入すること。
- 3 返還の際は、燃料を完全に補充するとともに、洗車を行うこと。

# 16-(4) 消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1	要請団体	発信者			
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察 (5) 物資輸送
4	発生場所目標	(市町村)		番地	
5	発生日時	年 月 日 (曜日)		時 分頃	
6	事故概要又は 災害概要				
7	気象	天候	風向	風速 m/s	気温 °C
		視界 m (			警報・注意報)
8	出場先 臨着場	場所 (市・町・村)	番地		
		目標 (名称)	要請側病院名		
9	搬送先 臨着場	場所 (市・町・村)	番地		
		目標 (名称)	要請側病院名		
10	傷病者等	傷病者名	M・T・S・H	年 月 日生	
		傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳
11	現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名		
12	消防隊指揮者 コールサイン	指揮者名	コールサイン		
		無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
13	他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	氏名		
14	要請日時	年 月 日 (曜日)		時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名	コールサイン		
		無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
2	到着予定時刻	年 月 日 (曜日)		時 分	
3	活動予定時刻	時間		分	
4	必要資機材				
※ その他の特記事項					
		受信者			

# 16-(5) 災害報告取扱要領

## 災害報告取扱要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を県に報告し、県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、県は、被害状況の把握にあたって警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

なお、災害即報は、被害を覚知したとき、原則として 30 分以内に新潟県総合防災情報システムにより報告するものとする。また、県はシステムを用いて、第 4 号様式により消防庁に報告するものとする。

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第 2 記入要領

様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

※ 雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、下記のとおりとする。

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。

- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
- ①明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
  - ②当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。
- 等が客観的に認められるもの。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものと

- する。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
  - (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
  - (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器

具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

### 【参考】

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

(平成 31 年 4 月消防庁第 29 号改正)

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
  - (1) 死者の扱いについて  
以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。
    - ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）
    - イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
  - (2) 死者の計上場所について
    - (1)アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。
      - ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合
        - (ア)被災地が確定又は推定できる場合  
→被災地で計上
        - (イ)被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く。）  
→死体発見場所で計上
        - (ウ)被災地も死体発見場所も不明な場合  
→死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上
        - (エ)被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合  
→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上
      - (1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。
  - 2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
    - (1) 行方不明者の取扱いについて  
当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。  
なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。
      - ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡

届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称		
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定	田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円	設置		月 日 時	解 散	月 日 時
			冠 水	ha		千円		千円			月 日 時		
報 告 者 名	区 分	被 害	畑	流失・埋没	ha	公 共 土 木 施 設	千円	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	災害設置市町村名	計 団体		
				冠 水	ha		千円		千円				
人 的 被 害	死者	人	学 校	箇所	小 計	千円	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体	災害適用市町村名	計 団体			
		うち 災害関連死者		人		箇所		千円				千円	
負 傷 者	重 傷	人	道 路	箇所	農 産 被 害	千円	林 産 被 害	千円	畜 産 被 害	千円	計 団体		
	軽 傷	人	橋 り よ う	箇所		千円		千円					
住 家 被 害	全 壊	棟	河 川	箇所	港 湾	箇所	水 産 被 害	千円	商 工 被 害	千円	計 団体		
		世帯	箇所	砂 防		箇所		千円		千円			
半 壊	一部破損	棟	清 掃 施 設	箇所	鉄 道 不 通	箇所	そ の 他	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数		
		世帯	箇所	被 害 船 舶		隻		千円		千円			
床上浸水	床上浸水	棟	被 害 船 舶	隻	電 話	回線	備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）					
		世帯	戸	水 道		戸							電 気
床下浸水	床下浸水	棟	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）					
		世帯	戸	電 気		戸							ブ ロ ッ ク 塀 等
非 住 家	公共建物	棟	り 災 世 帯 数	世帯	り 災 者 数	人	建 物	件	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）				
		棟	り 災 者 数	人		建 物		件					
そ の 他	そ の 他	棟	火 災 発 生	件	そ の 他	件	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						
		棟	そ の 他	件		そ の 他						件	

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名					計
区分							
人的被害	死者	人					
	うち 災害関連死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
		人					
	半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
り災世帯数	世帯						
り災者数	人						
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
その他被害	千円						
被害総額	千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数	人						
消防団員出動延人数	人						

第3号様式 災害年報

都道府県名

都道府県名

発生年月日		災害名					計	
区分								
人的被害	死者	人						
	うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
	一部破損	棟						
		世帯						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
		床下浸水	棟					
			世帯					
人								
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
砂防	箇所							
他	清掃施設	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						

発生年月日		災害名					計
区分							
電	電話	回線					
	電気	戸					
	ガス	戸					
その他	ブロック塀等 箇所						
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他		千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷者	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。